

教えて！土手内さん

2022年 10月号

～医療費控除について～

医療費控除とは、**確定申告をすることによって**、下記の算式で求めた金額が所得から控除され、結果、所得税及び住民税が減額若しくは還付される制度です。

実際に支払った医療費の合計額－A－B

A:保険金等で補てんされる金額

B:10万円か、その年の総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額

医療費控除は既になじみ深い制度ではありますが、控除を受ける際には注意しなければならない点がありますので、そのうちのいくつかをご紹介します。

1. 医療費から差し引かれる「保険金等で補填される金額」ってどんなもの？

具体的には下記のようなものが該当します。

- ・健康保険組合などから支払われた**出産育児一時金**や**家族出産一時金**など
- ・支払った医療費が一定額を超えたために健康保険組合などから支給された**高額療養費**や**家族療養費**
- ・医療費の補填を目的として支払われた損害賠償金
- ・生命保険会社や損害保険会社から支払われた**入院給付金**や**医療保険金**など
- ・任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払われた給付金

2. 受け取った入院給付金が、入院の際に支払った医療費よりも多かったけど他の医療費から差し引かなければいけないの？

保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きます。**引ききれない金額が生じた場合は、他の医療費から差し引く必要はありません。**

例えば、入院費10万円に対して、入院給付金20万円が支払われた場合、保険金などで補填される金額として差し引かれる金額は10万円となります。

今回ご紹介したケースはほんの一例です。医療費控除については、このほかにも、細かな決まり事がたくさんあります。これはどうなんだろう、といったご質問、ご不明な点がありましたらご相談ください。



税理士法人
土手内総合事務所